

## 別紙-1 専用利用のご案内

### 1 専用利用料金

#### ■プール施設料金

利用区分			使用時間内（使用期間外含む）		使用時間外（使用期間外含む）	
			1コース/1時間	全コース/1時間	1コース/1時間	全コース/1時間
大分類	小分類	使用場所	あたりの金額	あたりの金額	あたりの金額	あたりの金額
入場料を徴収しない場合		50mプール	2,160円	17,280円	3,240円	25,920円
		25mプール	1,080円	8,640円	1,620円	12,960円
		多目的プール		7,560円		11,340円
		25mサブプール	1,080円	5,400円	1,620円	8,100円
		飛び込みプール		6,480円		9,720円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	50mプール	10,800円	86,400円	16,200円	129,600円
		25mプール	5,400円	43,200円	8,100円	64,800円
		多目的プール		37,800円		56,700円
		25mサブプール	5,400円	27,000円	8,100円	40,500円
		飛び込みプール		32,400円		48,600円
	上記以外	50mプール	21,600円	172,800円	32,400円	259,200円
		25mプール	10,800円	86,400円	16,200円	129,600円
		多目的プール		75,600円		113,400円
		25mサブプール	10,800円	54,000円	16,200円	81,000円
		飛び込みプール		64,800円		97,200円

■附属設備の利用料金

設備		1時間あたりの金額	
大型電光映像装置		1,830円	
放送設備		640円	
移動式放送設備		970円	
照明設備	50mプール	2500ルクス	1,200円
	25mプール及び 多目的プール	1500ルクス	840円
		500ルクス	290円
	25mサブプール	500ルクス	100円
	飛込みプール	2500ルクス	690円
		1500ルクス	440円
		500ルクス	150円

■諸室の利用料金

諸室	1時間あたりの金額
飛込みトレーニング室	1,720円
応接室	1,080円
第1役員室	540円
第2役員室	540円

## ■金沢プール利用料金減免基準を定める要綱

第1条 この要綱は、金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第11条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う金沢プールの利用料金（以下「利用料金」という。）の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を免除することができる。

- (1) 本市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場合
- (2) 金沢市民体育大会に使用する場合
- (3) 春季、夏季、秋季及び冬季に行われる本市の中学校体育大会に使用する場合
- (4) 市内の小学校又は中学校が当該学校の体育行事に使用する場合
- (5) 市内の地区公民館、地区公民館連絡協議会又は金沢市公民館連合会が当該団体の年間事業として計画を決定した体育行事（次条第1号及び第3号において「決定体育行事」という。）に使用する場合
- (6) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日に一般に開放する場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金（金沢市公園条例別表第6第2項の規定による高齢者の団体が使用する場合の基本利用料金を除く。）の半額を免除することができる。この場合において、当該半額を免除した後の利用料金の額に10円未満の端数があるときは、当該端数の額を免除するものとする。

- (1) 金沢市体育協会が決定体育行事に使用する場合
- (2) 石川県中学校体育大会に使用する場合
- (3) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合
- (4) 本市に住所を有する者で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けているもの（第6号において「障害者」という。）及びこれらの者の介助者が当該身体障害者手帳等を提示して使用する場合
- (5) 本市に住所を有する65歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合
- (6) 本市に住所を有する障害者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

附 則（平成29年4月1日決裁）

この要綱は、平成29年4月9日から施行する。

## 2 専用利用の申込及び利用方法

- ・ 受付時間は営業日の午前 9 時から午後 9 時です。
- ・ 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。

ホームページアドレス <http://www.kanazawa-pool.jp>

- ・ 申請書等送付先（FAX またはメール）

FAX : 076-251-3536

E-mail : [info@kanazawa-pool.jp](mailto:info@kanazawa-pool.jp)

### ■専用利用（一部コースを専用利用する場合）

- ・ 一般の方のコース専用利用は、原則として大会専用利用がなく、一般利用等に支障がない場合、利用者の要望に応じてコースの専用利用ができます。

※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。

- ・ 申込みは、利用月の 1 ヶ月前の日に属する月の初日から使用する日の前日までです。別紙-3①の「金沢プール使用申請書」に必要事項を記入し、お申し込みください。
- ・ 利用料金は、許可を受ける際にお支払いください。後納となる場合は事前にご相談ください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- ・ 専用利用の場合は 2 名以上（指導者含む）の団体とします。
- ・ 専用利用については、事故・トラブル等が発生した場合は、専用利用団体の責任において解決し、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- ・ その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。
- ・ 大会開催における注意事項は P11 別紙-2「大会開催時における注意事項」をご覧ください。

## 別紙ー2 大会開催時における注意事項

### 1 物品の販売・宣伝・広告・看板等について

- 大会開催にあたり、プログラム販売や出店等を行う場合には、事前に P34 様式第 2 号付属(第 8 号様式)「教育財産使用許可申請書」により直接県に申請し、承認を受け、使用料を納めてください。
- 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。
- 主催者は、事前に出店責任者と出店場所確認等、打ち合わせを行ってください。
- 所定の関係法令を遵守するとともに、安全・衛生に十分配慮してください。
- 出店における商品等の搬入時間は、施設管理者の定めた時間内に行ってください。
- 商品等の保管管理に関しては、主催者の責任において行ってください。施設管理者は盗難・破損等の責任は一切負いません。

### 2 施設設備・貸出備品について

- 使用申請時に使用する備品を記入し、確認の打ち合わせを施設管理者と行ってください。
- 申請は必ず主催責任者が行ってください。
- 貸出機器等の設置は、施設管理者の立ち会い及び指示のもと、主催者が準備を行ってください。
- 主催者は自己の責めに帰すべき理由により施設・器具等を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。

### 3 大会で使用する臨時電話回線や LAN 回線について

- 臨時電話の設置・諸室及び LAN 回線の使用について、施設管理者と打ち合わせを十分に行ってください。
- 臨時電話開設手続き及び電話機の設置、LAN 回線の接続等は主催者が行ってください。

### 4 清掃・片付けについて

- 主催者の責任において、清掃・片付けを行ってください。
- 受付等でゴミ袋を配布するなど、場内や観客席のゴミ類は、すべて持ち帰るようにしてください。
- 清掃・片付けの終了後は速やかに施設管理者に連絡をし、確認を受けてください。

### 5 駐車場について

- 主催者は事前に駐車場整理券の発行や最寄りの交通機関等の利用の呼びかけを行い、事故・トラブルの発生防止に努めてください。
- 駐車場管理責任者を決め、大会当日の駐車場管理を行ってください。
- 駐車場係を配置できない場合は、必ず専門の警備会社等へ主催者の責任で依頼してください。
- 施設管理者は、駐車場内での事故・トラブル等、一切の責任を負いません。

### 6 事故防止についての主催者の責任について

- 利用の際は、適切な責任者を配置し、事故防止等、安全管理に十分な配慮をしてください。
- 大会開催時に使用する医薬品等は、主催者が準備してください。
- 事前の保険加入、大会当日の医師・看護師の配置等、事故発生時に速やかに対処できるようにしてください。

- 施設管理者は事故発生に関する一切の責任を負いません。

#### 7 盗難防止等について

- 主催者は、事故や盗難防止のため必要相当数の係員を配置し、参加者や観客に適切な指導をしてください。
- 現金や貴重品は各団体に責任を持って管理してください。
- 主催者は、受付等に遺失物・拾得物の係員を配置してください。
- 主催者は、大会終了時には必ず会場等の点検確認を行ってください。
- 拾得物等は主催者が責任を持って保管管理してください。
- 施設管理者は、事故・盗難に関しての一切の責任を負いません。

#### 8 防火・地震・防災について

- 主催者は、事前に災害等対策責任者をはじめ、必要な係員を決定の上、配置してください。

#### 9 大会の変更・中止について

- 主催者は、大会を変更・中止するときは、速やかに管理者に申し出てください。